

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税等の課税標準の特例について、その対象となるバイオエタノール等の範囲にカーボンリサイクル技術を用いて製造されたエタノール等を加えることに伴う所要の整備を行うこととする。(第17条、第18条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、令和2年4月1日から施行することとする。(附則第1項関係)